

南岩本市営住宅空き店舗事業者募集に関する質問及び回答(12月17日現在)

京都市都市計画局
住宅室すまいまちづくり課

No.	質問日	ページ	項目名	質問内容	回答
1	11/14	6	応募資格要件	観光客などの荷物の一時預かり及び宿泊施設等への配送サービスの拠点として使用する場合、事業を認める業種の「サービス業」に該当するか。また、事業を認めない業種の「主として事務所や倉庫として使用するもの。」に該当するか。	ご質問いただいた内容では、【応募資格要件一(3)事業を認めない業種一エ「主として事務所や倉庫として使用するもの。」】に該当すると思います。
2	11/14	7	契約条件	店舗借受事業者は駐車場を借りられないのか。	南岩本市営住宅には店舗事業者用の駐車場はありませんので、借りることはできません。
3	11/14	7	契約条件	10年間の定期借家契約後はどうなるのか。更新はあるのか。	更新はありません。契約期間終了後は、事業者の再公募を行うこととなりますので、継続して使用されたい場合は、再度事業者として選定される必要があります。
4	12/11	6	応募資格要件	提案価格の1位と2位が同じ業種だった場合、同種の営業ができるのか。	現在営業中の業種と同一は認められませんが、本公募における上位2者が同じ業種であった場合は、同種の営業が可能です。